

長期固定金利型住宅ローン（機構買取型）【フラット35】リノベ
（リフォーム一体タイプ）の特徴及び注意事項について
（セカンドハウス用）

ご記入日	年 月 日
------	-------

金融機関名 株式会社カシワバラ・アシスト 御中

下記並びに右記の【フラット35】リノベ（リフォーム一体タイプ）の特徴及び注意事項について承の上、この住宅ローンを利用します。
（それぞれご本人様ご署名、ご捺印ください）

お申込人	実印	連帯債務者	実印
------	----	-------	----

（説明担当者使用欄）

お客様にご説明されたご担当者の方が、下記の欄を必ずご記入ください。

「特徴」の説明日	年 月 日	説明を行った代理店名・ 取次店名・提携業者名	
説明者（個人名をご記入ください）			

この住宅ローンは、住宅金融支援機構がお客さまのご利用になる住宅ローン債権を金融機関から譲り受け、証券化することで実現した長期固定金利の住宅ローンです。

ご利用にあたり、次の(1)から(10)までの【フラット35】リノベ（リフォーム一体タイプ）の特徴及び注意事項をご確認ください。

- 【フラット35】リノベ（リフォーム一体タイプ）の融資金利の決定時期は、中古住宅購入時（金融機関によるつなぎ融資資金実行時）ではなく、リフォーム工事完了後の【フラット35】リノベ（リフォーム一体タイプ）の資金実行時となります。
- 【フラット35】リノベ（リフォーム一体タイプ）は、返済期間（20年以下又は21年以上）及び融資率（9割以下又は9割超）に応じて異なる融資金利が適用されます。
- 住宅ローン債権は資金交付と同時に住宅金融支援機構に譲渡され、住宅金融支援機構は譲り受けた住宅ローン債権を信託会社等に信託することができるものとします。
- 住宅ローン債権を住宅金融支援機構に譲渡した後も、融資金利、返済期間等の融資条件及び元金金のご返済、各種届出、返済相談等の手続を行う金融機関は変わりません。

- 融資金を繰り上げてご返済するときは、ご返済する日の1か月前までに金融機関にお申し出ください。また、融資金の一部を繰り上げてご返済するときは、繰り上げて返済する額（元金）は100万円以上で、繰り上げて返済する日は毎月の返済日となります。
※「住・My Note」（ご返済中のお客さま向けのインターネットサービス）で一部繰上返済の申込みを行う場合、ご返済できる金額は10万円以上となります。
- 融資対象住宅について、適用される技術基準により、原則として、工事前に1回、工事後に1回、計2回の物件検査を受け、適合証明書を金融機関に提出する必要があります。また、原則として、リフォーム工事を実施する全ての工事箇所について、リフォーム工事前、工事中及び工事後の写真を適合証明機関に提出する必要があります。
- 物件検査の費用はお客さまの負担であり、適合証明機関により異なります。
- リフォーム工事後に【フラット35】の技術基準に適合していないと【フラット35】リノベ（リフォーム一体タイプ）の資金実行ができません。
- 【フラット35】リノベ（金利Aプランまたは金利Bプラン）の技術基準及びリフォーム工事費の要件に適合していないと、【フラット35】リノベの金利引下げは適用されません。
- 申込内容の変更（リフォーム工事費の増加に伴う借入額の増額など）があった場合は、再審査となります。また、再審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。

【ご利用に当たっての注意事項】

- この住宅ローンは、お客さまご本人がセカンドハウスとしてお住まいになる住宅の購入資金及び併せて行うリフォーム工事の資金としてご利用いただくものであり、第三者に賃貸する目的の物件など投資用物件の取得資金としてはご利用できません。
また、借入後いかなる事情があっても、住宅ローンの融資対象となった住宅を自ら使用せずに第三者に使用させることはできません。投資用物件の取得資金として利用したこと又は融資対象住宅を自ら使用していないことが判明した場合は、融資金の残債務を一括して返済いただきますので、十分にご注意ください。
なお、ご返済中に、お客さまご本人が実際にセカンドハウスとして使用されていることを書面、電話、現地調査等の方法により確認させていただく場合があります。この確認においては、**お客さまご本人がお住まいになっていることを証する書面の提出をお願いする場合があります。**
- この住宅ローンの融資額は融資の対象となる所要資金額が上限であり、融資率（9割以下又は9割超）に応じて異なる融資金利が適用されますので、**所要資金額及び融資額はお客さまご本人が確実にご確認ください。また、所要資金額、融資額又は所要資金に関する金融機関への提出書類の内容に変更があった場合は、遅滞なく申し出ていただく必要があります。**
万一、借入申込書の内容又は金融機関への提出書類の内容に虚偽があった場合は、融資金の残債務を一括して返済いただきますので十分にご注意ください。
- この住宅ローンを外国籍の方がお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて、**「永住者」又は「特別永住者」の資格が必要です。**
万一、永住者又は特別永住者の資格がなかったことが判明した場合は、融資金の残債務を一括して返済いただきますので十分にご注意ください。